

第69期

## 定時株主総会招集ご通知



## 日時

平成29年6月23日（金曜日）午前10時



## 場所

大阪市西区立売堀4丁目11番14号

当社 11階会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)承認の件、及び、当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する決定権限を取締役会に委任する件

## 目次

第69期定時株主総会招集ご通知	P. 1
事業報告	P. 3
計算書類	P.25
監査報告	P.31
株主総会参考書類	P.35

証券コード 9934  
平成29年6月5日

株 主 各 位

大阪市西区立売堀4丁目11番14号  
**因幡電機産業株式会社**  
代表取締役社長 守 谷 承 弘

## 第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区立売堀4丁目11番14号  
当社 11階会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第69期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第69期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役10名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件、及び、当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する決定権限を取締役に委任する件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.inaba.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
  - ② 計算書類の「注記表」
- したがって、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.inaba.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、良好な雇用情勢や昨年末からの企業収益の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移したものの、新興国経済の減速や欧米の政治リスクなどにより不透明感が続きました。

当社グループの係わる電設資材業界は、低金利や相続税対策により住宅投資が増加した一方、太陽光発電市場の冷え込みにより関連需要が低迷するなど、停滞感が漂いました。

また自社製品の係わる空調業界は、西日本における猛暑の影響により平成28年度のルームエアコンの国内出荷台数が852万台（前年同期比4.4%増）となり、堅調に推移いたしました。

このような情勢のもと、当社グループは中長期的な経営戦略に沿って重点施策を推進してまいりましたが、銅価格下落の影響を受けたことなどから、連結売上高は2,414億17百万円（前年同期比3.5%減）となりました。

利益面では販管費の増加などにより、連結営業利益は123億81百万円（前年同期比4.4%減）、連結経常利益は125億16百万円（前年同期比3.4%減）となった一方、法人税率の引き下げなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は81億69百万円（前年同期比3.3%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### <電設資材事業>

銅価格の下落に伴う販売単価の低下により電線ケーブル類の売上が減少したことに加え、発電機や太陽光発電関連の販売が減少した結果、連結売上高1,625億33百万円（前年同期比4.8%減）となりました。

#### <産業機器事業>

太陽光発電関連の販売が減少したものの、半導体・電子部品関連の設備投資向けに制御機器の販売が増加したほか、システム提案によるアセンブリ商品の販売が堅調に推移した結果、連結売上高277億68百万円（前年同期比1.5%増）となりました。

### <自社製品事業>

空調配管化粧カバー「スリムダクトシリーズ」の売上が伸長したものの、銅価格の下落に伴う販売単価の低下により被覆銅管の売上が低調であったほか、連結子会社(株)パトライトが減収となった結果、連結売上高511億15百万円（前年同期比1.5%減）となりました。

#### セグメント売上高

区 分	売 上 高	構 成 比	前 年 同 期 比
	百万円	%	%
電 設 資 材 事 業	162,533	67.3	95.2
産 業 機 器 事 業	27,768	11.5	101.5
自 社 製 品 事 業	51,115	21.2	98.5
合 計	241,417	100.0	96.5

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### (2) 設備投資の状況

当社グループでは、企業競争力の強化及び中長期的な成長のため、生産設備の増設や更新のほか、基幹系業務システムをはじめとしたソフトウェアの開発を中心に総額9億83百万円の設備投資を実施いたしました。

#### (3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、景気の緩やかな回復基調が続くなか、平成32年開催予定の東京オリンピックに向けた建設需要や東日本大震災の復興需要などを背景に今後も堅調に推移していくものと予想されます。

このような認識のもと、当社グループは中長期的な成長を目指し、①自社製品（P B 商品を含む）の開発・拡充、②省エネ・環境ビジネスの推進、③首都圏市場におけるシェア拡大、④グローバル展開の加速といった重点施策を着実に実行していくことによって企業価値の最大化を追求してまいります。

当面の課題として、グループ内の連携を強化し、シナジーの創出による収益力の向上に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 66 期 平成26年 3 月期	第 67 期 平成27年 3 月期	第 68 期 平成28年 3 月期	第 69 期 平成29年 3 月期 (当連結会計年度)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	233,695	239,411	250,064	241,417
経常利益	11,936	13,800	12,957	12,516
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,624	8,741	7,909	8,169
1株当たり当期純利益(円)	253.15	317.54	285.09	296.66
総資産	161,332	167,075	175,118	179,401
純資産	94,361	100,896	103,878	110,238
1株当たり純資産額(円)	3,439.22	3,625.56	3,757.92	3,986.72

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。  
 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) パ ト ラ イ ト	300 百万円	100 %	自社製品事業
春 日 電 機 (株)	300	100	自社製品事業
SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.	133 百万円	100	自社製品事業

(7) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは、電設資材及び制御機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を事業活動として展開しております。

主要な事業内容は次のとおりであります。

セ グ メ ン ト	主 要 品 目
電 設 資 材 事 業	電線ケーブル類、ケーブルラック、電球類、住宅用・施設用照明器具、配分電盤、トランス、キュービクル、配線器具、冷暖房機器、工具類、放送設備、通信機器、防災システム、ビル管理システム、太陽光発電システム
産 業 機 器 事 業	センサー、マイクロスイッチ、リレー、タイマー、F A 機器、電子機器、表示器
自 社 製 品 事 業	ペアコイル、ネオコイル、フレア配管セット、スリムダクト、プラロック、ビッグタイ、耐火キャップ、J Dダクト、銅管継手、マルチメディア情報配線システム、表示灯・回転灯、音声機器、散光式警告灯、表示機器、接続機器、開閉器

(8) 主要な営業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

① 当社

大阪本社	大阪市西区立売堀4丁目11番14号
東京本社	東京都港区港南4丁目1番8号
物流センター	茨城、奈良、福岡
営業所	東京、大阪
	23営業所
近畿	堺営業所など6営業所
関東	横浜営業所など5営業所
北海道	札幌営業所など2営業所
東北	仙台営業所など3営業所
北海道	名古屋営業所
北陸	金沢営業所
中国	広島営業所など3営業所
九州	福岡営業所など2営業所

② 子会社

(株)パトライト	大阪市
春日電機(株)	東京都武蔵野市
SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.	タイ国チョンブリ県

(9) 企業集団の使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
電設資材事業	783 (96)名	57 (2)名
産業機器事業	154 (9)	12 (0)
自社製品事業	856 (210)	△24 (△3)
全社 (共通)	99 (8)	△1 (△2)
合計	1,892 (323)	44 (△3)

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数                    76,460,000株
- (2) 発行済株式の総数                27,869,700株
- (3) 当事業年度末の株主数            7,710名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	1,749,900株	6.35%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	1,517,000	5.50
株式会社りそな銀行	798,120	2.89
因幡電機従業員持株会	653,824	2.37
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口5）	508,900	1.84
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口9）	507,200	1.84
GOVERNMENT OF NORWAY	495,800	1.80
吉 川 昌 子	402,700	1.46
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口1）	381,700	1.38
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口2）	367,800	1.33

(注) 持株比率は自己株式(334,801株)を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成29年3月31日現在)

①平成23年7月28日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
419個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数  
41,900株
- ・新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり219,400円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成25年7月29日から平成30年7月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	203個	20,300株	2名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

②平成24年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
998個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数  
99,800株
- ・新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり221,800円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成26年7月31日から平成31年7月30日まで

- ・新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	454個	45,400株	6名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

③平成26年7月28日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
3,497個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数  
349,700株
- ・新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり356,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成28年7月29日から平成33年7月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	880個	88,000株	7名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	20個	2,000株	1名

(注) 上記のうち、取締役1名及び監査役1名に付与している新株予約権は、取締役及び監査役の就任前に付与されたものであります。

## ④平成27年7月31日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
4,150個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数  
415,000株
- ・新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり403,400円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成29年8月1日から平成34年7月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	900個	90,000株	7名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	20個	2,000株	1名

(注) 上記のうち、取締役1名及び監査役1名に付与している新株予約権は、取締役及び監査役の就任前に付与されたものであります。

## ⑤平成28年7月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
4,210個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数  
421,000株
- ・新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり348,600円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成30年7月30日から平成35年7月29日まで

- ・新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	950個	95,000株	7名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

平成28年7月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
4,240個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数  
424,000株
- ・新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり348,600円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成30年7月30日から平成35年7月29日まで
- ・新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	3,290個	329,000株	224名
子会社の役員及び使用人	0個	0株	0名

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成29年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	守 谷 承 弘	
常務取締役	枝 村 浩 平	電設本部長兼総合営業統括部管掌
常務取締役	家 郷 晴 行	管理本部長兼経営企画室長
常務取締役	喜 多 肇 一	電工本部長
取締役	奥 田 善 紀	商品本部長
取締役	岩 倉 広 幸	電材本部長
取締役	北 野 明 彦	産機本部長兼産業システム事業部長
取締役	高 橋 司	弁護士 日本ペイントホールディングス(株) 監査役 京都大学法科大学院 特別教授 イオンディライト(株) 監査役
取締役	芝 池 勉	公認会計士
常勤監査役	福 田 聡 一 郎	
監査役	井 之 上 明 彦	公認会計士
監査役	伊 藤 芳 晃	弁護士

- (注) 1. 取締役高橋 司氏及び芝池 勉氏は、社外取締役であります。
2. 監査役井之上明彦氏及び伊藤芳晃氏は、社外監査役であります。
3. 監査役井之上明彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役高橋 司氏及び芝池 勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	10名	359百万円
監 査 役	4名	20百万円
合 計	14名	379百万円

- (注)
1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  2. 上記報酬等の総額のうち、社外取締役2名及び社外監査役3名の報酬の合計額は17百万円であります。
  3. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月20日開催の第60期定時株主総会において年額400百万円（内社外取締役分30百万円）以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。
  4. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第49期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
  5. 取締役及び監査役の報酬等の総額には、平成28年6月17日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の役員の員数は、取締役9名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
  6. 取締役及び監査役の報酬等の総額には、平成21年6月19日開催の第61期定時株主総会において年額100百万円を上限として決議いただいたストックオプションによる報酬額38百万円が含まれております。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役高橋 司氏は、日本ペイントホールディングス(株)及びイオンディライト(株)の社外監査役並びに京都大学法科大学院特別教授であります。なお、当社と日本ペイントホールディングス(株)、イオンディライト(株)及び京都大学との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況  
取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役高橋 司	12回中12回	100%	—	—
取締役芝池 勉	10回中10回	100%	—	—
監査役井之上 明彦	12回中12回	100%	8回中8回	100%
監査役伊藤 芳晃	12回中12回	100%	8回中8回	100%

(注) 当事業年度におきましては、合計12回の取締役会を開催しました。なお、取締役芝池 勉氏は平成28年6月17日の就任ですので、合計10回の取締役会が出席対象となります。また、当事業年度におきましては、合計8回の監査役会を開催しました。

取締役会等における発言状況

取締役高橋 司氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。

取締役芝池 勉氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。

監査役井之上明彦氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。また、監査役会においても職務執行に関する事項について意見を述べております。

監査役伊藤芳晃氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。また、監査役会においても監査の方法に関する事項について意見を述べております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料・報告を受け、前事業年度の監査計画と会計監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配置計画及び報酬の見積もりの相当性について判断した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社の子会社である(株)パトライトは有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である原価差異分析を考慮した原価計算制度構築に関するアドバイザリーサービスについての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システム構築に関する基本方針」に掲げる体制を整備しており、社長直属の専任部門である監査室が毎事業年度の内部統制監査基本計画に従い、内部統制システムの運用状況について監査しております。その過程で発見された問題点に対しては是正及び改善を行い、監査結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの整備及び運用に努めております。

平成28年度におきましては、外部講師を招いてのコンプライアンス研修や法令、社内規定等を遵守するための「行動基準」等の周知徹底により組織及び個人のコンプライアンスに対する意識の向上に取り組みました。また、事業環境の変化や関係法令の改正等に応じてリスクの洗い出しを行うとともに、重大なリスクへの対策を講じ、リスク低減を図りました。

以上のことから、平成28年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

内部統制システム構築に関する基本方針の概要は次のとおりであります。

- ①当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・法令、社内規定等を遵守するための「行動基準」等を定め、これを当社及び子会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。
  - ・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメントと企業倫理・コンプライアンスを統合して推進します。
  - ・内部監査を実施し、倫理性・透明性の高い事業活動を実践できるよう遵法精神の浸透を図ります。
  - ・内部通報制度を導入し、法令等に違反する行為、またはそのおそれのある行為について、当社及び子会社の取締役等及び使用人より通報を受け付けます。
  - ・社外取締役を選任し、経営監視機能を強化します。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録し、法令、社内規定等に基づいて適切に保存及び管理します。
  - ・透明性の高い経営を実現するために、情報開示委員会を設置し、重要情報について適時に積極的な開示を行います。
- ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - ・各事業部単位でリスクの洗い出しを行い、定期的に見直しを行います。また、重点対応リスク及び対応方針を検討し、各部門で対応策を実施します。
  - ・各子会社の所管部門を定め、所管部門は関連部門と協力して子会社のリスク管理を行います。

- ・上記のうちグループ全体に関係する重大リスクについては、全社的な対応を行います。
  - ・危機発生の際には、対策委員会を設置する等して報告及び情報伝達を迅速に行い、必要な対策を講じます。
- ④当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・社内カンパニー制を採用し、各事業部の執行責任及び成果責任を明確化するとともに意思決定の迅速化と業務の効率化を図ります。
  - ・子会社の経営については自主性を尊重しつつ、必要に応じて適切な指導や助言を行い、グループとしての経営効率を図ります。
  - ・取締役会にて構築すべき内部統制の有効性について、内部監査にて検証します。
- ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 「関係会社管理規定」に基づき、各子会社は経営内容等の定期的な報告と重要事項についての事前協議を行います。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規定等の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備します。
  - ・その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築します。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ、当該使用人を指名します。
  - ・当該使用人は監査役の指揮命令下で職務遂行します。
  - ・当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等には監査役の同意を必要とします。
- ⑧当社及び子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ・取締役は重要事項について監査役に遅滞なく報告します。
  - ・内部監査の結果は監査報告書の交付により監査役に報告されます。
  - ・監査役は取締役及び使用人から子会社の管理の状況について報告を受け、必要があるときは、子会社に対し事業の報告を求めます。
- ⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報制度における通報窓口には監査役も含まれ、通報者は内部通報によって不利な取扱いを受けないものとします。
- ⑩監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役は職務の執行上支出した費用について当社に償還を請求することができ、請求があった場合には速やかに処理を行います。

- ⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役会は、社長及び取締役へ定期ヒアリングを行います。また、監査室長を招聘し、内部監査報告を実施するほか、会計監査人とも定期的な意見交換を行います。
  - ・監査役は必要に応じて、重要会議に出席することができるものとします。
  - ・社外監査役を通じ、監査の客観性と実効性を確保します。
- ⑫反社会的勢力排除に向けた体制
- ・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他いかなる関係も持ちません。
  - ・反社会的勢力による不当な要求には、警察当局等と連携しながら毅然たる態度で対応します。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その概要（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は以下のとおりであります。

### ①基本方針の内容

当社は、当社の株券等の大規模買付行為またはその提案であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものであります。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付行為を行おうとする者の掲げる条件よりも有利な条件を提示するためにこれらの者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保・向上させることは困難であると考えており、当社の株券等の大規模買付行為を行う者がこれらの要素を十分に把握し中長期的な事業展開を行う者でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反することになると考えます。

こうした事情に鑑み、当社は、このような、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

## ②基本方針の実現に資する取組み

- ・当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて  
＜当社の経営の基本理念について＞

当社は、「省エネルギー、省資源など地球環境に配慮し、豊かで快適な社会づくりに貢献する」という経営の基本理念のもと、電設資材商品の卸販売・空調部材等の製造販売を行っております。省エネルギーの推進、地球環境への配慮といった新しい価値観が時代のニーズをリードしておりますが、その中でも電気に関わる商品・製品が社会に果たす役割は無限にあるといっても過言ではありません。当社は、これらを安定供給するという社会的使命を果たしつつ、当社を取り巻く多くのステーク・ホルダーの信頼に応え、その責任を果たすことを通じて、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図っております。

＜当社の企業価値の源泉について＞

当社は、昭和13年に特殊電動発動機の製造業として創業し、その後、電設資材商品の卸販売業へ転換し、さらに、商品を広く供給するという流通業としての使命に応えるべく営業の全国展開を行うとともに、空調部材等の製造販売業に進出する等して、今日に至っております。当社が、このように長きにわたり事業を展開することができているのは、当社の事業の背後にある経営の基本理念を、株主の皆様をはじめとするステーク・ホルダーにご理解いただけているからと考えております。

当社の特徴は、電設資材商品の卸販売、及び、空調部材等の製造販売を両輪として事業を展開していることにあります。電設資材商品の卸販売においては、豊富な商品知識と独自の調達機能を活かし、単なる商材の流通にとどまることなく付加価値の高い活きた商材を提供し続けることにより、業界最大手の規模と販売量を誇っております。他方、空調部材等の製造販売においては、独創性の高い製造技術や新たなニーズの発掘に基づく高品質な製品の提案により、高収益を生み出しております。かかる両輪のシナジー効果が、当社事業の継続的な成長につながっております。

また、当社は、電設資材商品の卸販売業として総合メーカーの傘下に入ることなく、経営の独立性を確保しているという特徴も有しております。このことにより、仕入面に関しては、特殊分野に特化した専門メーカーを中心として、幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客のニーズに即応した供給体制を実現することができるとともに、専門メーカー等と共同して顧客のニーズを商品開発につなげることも可能となっております。加えて、販売面に関しては、総合メーカー主導の販売エリアの束縛を受けることなく、主要都市に営業拠点を配置することができ、全国各地の顧客へ商品を提供することが可能となっております。さらに、メーカーと顧客をつなぐ卸販売業として、「人と人のつながり」、「会社と会社のつながり」を大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまでの得意先・仕入先との相互研鑽を形成し、取引先相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

さらに、顧客満足度の向上、他社との差別化を図るためには、電設資材・空調部材等分野の専門家としての技術力を備えた人材が不可欠であり、このような技術力を備えた従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。当社は、今後とも、従業員とともに成長・発展していく企業であり続けたいと考えております。

当社がその社会的使命・責任を果たすためには、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めることが必要であると考え、当社を支援してくださる株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして掲げております。

＜当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて＞

当社は、今後も多くのステーク・ホルダーにご満足いただけるよう経営理念に基づき、その社会的使命・責任を果たしていくと同時に、中期経営計画に掲げる「自社製品の開発・拡充」をはじめとする重点施策を着実に実行し、収益力の向上及び持続的な成長を図ることによって、さらに企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させることに努めてまいります。

・コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、上記の取組みをより実効性あるものとするために、コーポレート・ガバナンスに重点を置いた経営を行っております。

経営上の意思決定・業務執行の監督を行う機関である取締役会の意思決定の客観性・合理性を担保し、これに対する監督機能の充実を図るべく社外取締役を複数選任するとともに、取締役の経営責任を明確にするべく取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。さらに、意思決定機関としての取締役会を補完するものとして経営会議を設置し、各事業部門の事業計画や執行状況の確認等を行うとともに、取締役会の委嘱を受けた重要事項について審議しております。

また、経営チェック機関として、監査役は、取締役会の意思決定や取締役の業務執行を監査するほか、社長直属の専任部門である監査室とも緊密な連携をとり、また、会計監査人とも積極的な意見・情報交換等を行うことにより、監査役監査の実効性を高めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、同年6月20日開催の第66期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件として、平成23年5月11日開催の取締役会において導入することを決議し同年6月17日開催の第63期定時株主総会における承認により導入された「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」を継続（以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます。）することを決議いたしました。

そして、当社定款第19条に基づき、本定時株主総会において、本プランへの継続について株主の皆様のご承認をいただきました。本プランの概要は以下のとおりであります。

- ・本プラン発動の対象となる買付行為

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、もしくは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。また、大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為の提案を行う者を、以下、併せて「大規模買付者等」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合が対象となります。

- ・情報提供とその評価・検討等

- ＜当社に対する情報提供＞

大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、本プランに定められた手続（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、大規模買付者等に対して、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出を求める事項を記載した書面（以下、「大規模買付情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者等には、大規模買付情報リストに従い、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面で提供していただきます。大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者等が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

提出された大規模買付情報が、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜回答期限を定めた上で大規模買付者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。また、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な情報が大規模買付者等から提出されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知を大規模買付者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付情報その他の大規模買付行為に関連する情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者等から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時かつ適切に開示します。

#### <当社取締役会による大規模買付情報の評価・検討等>

大規模買付者等による大規模買付情報の提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うために、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる、当社の全ての株券等の大規模買付行為の場合）または最長90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様に開示を行います。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間取締役会評価期間を延長できるものとします。取締役会評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付者等は、取締役会評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合については、下記をご参照下さい。

#### ・大規模買付行為がなされた場合の対応方針

##### <大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合>

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。

＜大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合＞

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗措置の発動を決定することができるものとします。大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断するものの、それが必ずしも明らかではない場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて特別委員会に諮問し、大規模買付ルールが遵守されておらず対抗措置を発動すべきであると特別委員会が勧告する場合には、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することがあります。

対抗措置の具体的な方策としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。また、会社法その他法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

・株主総会の決議

特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第12条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、大規模買付者等は、当該株主総会において新株予約権の無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、新株予約権の無償割当てを行います。

・特別委員会の概要

大規模買付ルールが遵守されたか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に一定の対抗措置を発動するか否か等の当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等）の中から選任します。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

・本プランの有効期間、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までといたします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii)当社取締役会において本プランを廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

④上記の具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の確保・向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的に、上記の基本方針の実現に資する取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為が困難になるものと考えられ、これらの取組みは、基本方針に資するものであると考えております。したがって、上記の基本方針の実現に資する取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、本プランは、上記のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得た上で継続され、また、対抗措置の発動にあたって新株予約権の無償割当てに関する議案を株主総会に付議することができるものとされており株主意を重視するものであること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、本プランの運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として特別委員会が設置され、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重して取締役会が判断を行うこととされていること、本プランは有効期間の満了前であっても株主総会または株主総会で選任された取締役で構成された取締役会によりいつでも廃止することができ、また、当社取締役の任期は1年であり毎年の定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができることから今後の本プランの更新、廃止について、株主の皆様の意思が反映されるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>136,222</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>61,885</b>
現金及び預金	51,553	支払手形及び買掛金	53,030
受取手形及び売掛金	63,204	短期借入金	487
電子記録債権	9,855	未払法人税等	2,308
商品及び製品	7,964	賞与引当金	2,659
仕掛品	304	役員賞与引当金	154
原材料及び貯蔵品	1,044	製品保証引当金	22
繰延税金資産	1,360	その他	3,223
その他	970	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,277</b>
貸倒引当金	△34	繰延税金負債	1,571
<b>固 定 資 産</b>	<b>43,178</b>	退職給付に係る負債	13
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>20,360</b>	その他	5,692
建物及び構築物	6,739	<b>負 債 合 計</b>	<b>69,162</b>
機械装置及び運搬具	620	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具、器具及び備品	708	<b>株 主 資 本</b>	<b>105,083</b>
土地	12,249	資本金	13,352
建設仮勘定	41	資本剰余金	13,560
その他	1	利益剰余金	79,429
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3,800</b>	自己株式	△1,259
のれん	2,388	その他の包括利益累計額	4,690
その他	1,411	その他有価証券評価差額金	4,597
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>19,017</b>	為替換算調整勘定	93
投資有価証券	15,323	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>381</b>
繰延税金資産	529	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>82</b>
その他	3,196	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>110,238</b>
貸倒引当金	△31	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>179,401</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>179,401</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		241,417
売上原価		203,040
売上総利益		38,377
販売費及び一般管理費		25,996
営業利益		12,381
営業外収益		
受取利息	59	
受取配当金	248	
仕入割引	941	
その他	239	1,489
営業外費用		
支払利息	55	
売上割引	1,223	
その他	75	1,353
経常利益		12,516
特別利益		
固定資産売却益	358	
投資有価証券売却益	1	360
特別損失		
投資有価証券売却損	61	
関係会社株式評価損	52	
固定資産除却損	10	
固定資産売却損	7	130
税金等調整前当期純利益		12,746
法人税、住民税及び事業税	4,303	
法人税等調整額	271	4,574
当期純利益		8,171
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		8,169

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	13,352	13,560	74,386	△1,169	100,130
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,031		△3,031
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			8,169		8,169
自 己 株 式 の 取 得				△579	△579
自 己 株 式 の 処 分			△95	488	393
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計			5,042	△90	4,952
当 期 末 残 高	13,352	13,560	79,429	△1,259	105,083

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当 期 首 残 高	3,293	104	3,398	268	80	103,878
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△3,031
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						8,169
自 己 株 式 の 取 得						△579
自 己 株 式 の 処 分						393
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,304	△11	1,292	113	1	1,407
連結会計年度中の変動額合計	1,304	△11	1,292	113	1	6,360
当 期 末 残 高	4,597	93	4,690	381	82	110,238

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>128,204</b>	<b>流動負債</b>	<b>59,077</b>
現金及び預金	49,204	支払手形	599
受取手形	12,948	買掛金	51,721
電子記録債権	9,408	未払掛金	875
商品及び製品	47,578	未払費用	390
材料及び貯蔵品	7,024	未払法人税等	2,111
前払費用	154	未払消費税等	475
繰延税金資産	92	前受り	287
未収金	158	前受り	60
倒引当金	1,039	賞与引当金	6
固定資産	608	役員賞与引当金	2,349
<b>有形固定資産</b>	<b>48,666</b>	その他	154
建物	15,898	固定負債	43
構築物	4,348	長期預り保証金	6,837
機械及び装置	30	繰延税金負債	5,397
車両運搬具	212	繰延税金負債	1,408
工具、器具及び備品	96	繰延税金負債	31
土地	407	<b>負債合計</b>	<b>65,914</b>
建設仮勘定	10,794	<b>純資産の部</b>	
その他	8	株主資本	106,015
無形固定資産	0	資本金	13,352
ソフトウェア	1,173	資本剰余金	13,560
ソフトウェア仮勘定	14	資本準備金	13,560
電話加入権	34	利益剰余金	80,361
投資その他の資産	31,593	利益準備金	807
投資関係会社株	12,967	その他利益剰余金	79,554
出資関係会社長期貸付	8,428	別途積立金	35,500
破産更生債権等	7	繰越利益剰余金	44,054
長期前払費用	7,171	<b>自己株式</b>	<b>△1,259</b>
差入保険積立	70	評価・換算差額等	4,558
その他	46	その他有価証券評価差額金	4,558
倒引当金	503	新株予約権	381
倒引当金	381	<b>純資産合計</b>	<b>110,955</b>
倒引当金	2,048	<b>負債・純資産合計</b>	<b>176,870</b>
倒引当金	△31		
<b>資産合計</b>	<b>176,870</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		229,321
売 上 原 価		196,058
売 上 総 利 益		33,262
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,068
営 業 利 益		12,194
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	130	
受 取 配 当 金	314	
仕 入 割 引	936	
そ の 他	225	1,607
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38	
売 上 割 引	1,187	
そ の 他	50	1,276
経 常 利 益		12,525
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	357	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	358
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	61	
固 定 資 産 売 却 損	7	
固 定 資 産 除 却 損	4	73
税 引 前 当 期 純 利 益		12,811
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,060	
法 人 税 等 調 整 額	117	4,177
当 期 純 利 益		8,633

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	13,352	13,560	13,560	807	35,500	38,547	74,854	△1,169	100,598
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△3,031	△3,031		△3,031
当期純利益						8,633	8,633		8,633
自己株式の取得								△579	△579
自己株式の処分						△95	△95	488	393
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)									-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	5,506	5,506	△90	5,416
当 期 末 残 高	13,352	13,560	13,560	807	35,500	44,054	80,361	△1,259	106,015

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当 期 首 残 高	3,266	3,266	268	104,134
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△3,031
当期純利益				8,633
自己株式の取得				△579
自己株式の処分				393
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	1,292	1,292	113	1,405
事業年度中の変動額合計	1,292	1,292	113	6,821
当 期 末 残 高	4,558	4,558	381	110,955

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

因幡電機産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 免 和 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 川 賢 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

因幡電機産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 免 和 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 川 賢 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

因幡電機産業株式会社 監査役会

常勤監査役 福田 聡一郎 ㊟

社外監査役 井之上 明彦 ㊟

社外監査役 伊藤 芳晃 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、配当と自己株式の取得を合わせた中期的な総還元性向を50%程度とすることを基本方針としております。年2回（中間配当及び期末配当）の安定配当に加え、市場動向を考慮しながら柔軟に特別配当や自己株式の取得を実施してまいります。

この方針に基づき、当期の配当につきましては、期末配当を1株当たり60円とし、中間配当60円と合わせて年間配当を1株当たり120円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

上記方針に基づき、当期の1株当たり期末配当金につきましては、60円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,652,093,940円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	もり や よし ひろ 守 谷 承 弘 (昭和26年9月20日生)	昭和49年3月 当社入社 平成10年6月 当社取締役電設事業部長 平成13年4月 当社取締役電設本部長兼電設事業部長 平成13年10月 当社取締役電設本部長兼電設事業部長 兼近畿電設事業部長 平成14年4月 当社取締役電設本部長 平成15年4月 当社常務取締役電設本部長 平成16年4月 当社代表取締役社長兼電設本部長 平成17年4月 当社代表取締役社長 平成22年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成24年4月 当社代表取締役社長（現任）	35,121株
<p>◆取締役候補者とした理由</p> <p>守谷承弘氏は、現在代表取締役社長であり、長年にわたって当社の経営を担い、先見性のある経営力で事業拡大と企業価値向上に多くの成果をあげてまいりました。その豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 株式の数
2	えだ　むら　こう　へい 枝　村　浩　平 (昭和31年7月29日生)	昭和54年9月 当社入社 平成17年6月 当社取締役電設本部長 平成20年4月 当社取締役電設本部長兼電設東日本事業部長 平成22年4月 当社常務取締役営業本部担当兼電設東日本事業部長兼近畿電設事業部・営業企画部担当 平成23年4月 当社常務取締役営業副本部長兼電設東日本事業部・電設西日本事業部・近畿電設事業部担当 平成24年4月 当社常務取締役営業副本部長兼電設西日本事業部海外営業部長兼電設東日本事業部・電設西日本事業部・近畿電設事業部担当 平成25年4月 当社常務取締役営業副本部長兼電設西日本事業部海外営業部長兼電設東日本事業部・電設西日本事業部・近畿電設事業部管掌 平成26年4月 当社常務取締役営業副本部長兼総合営業統括部長兼電設東日本事業部・電設西日本事業部・近畿電設事業部管掌 平成28年4月 当社常務取締役電設本部長兼総合営業統括部管掌 平成29年4月 当社専務取締役電設本部長兼総合営業統括部管掌 (現任)	11,425株
<p>◆取締役候補者とした理由</p> <p>枝村浩平氏は、現在専務取締役電設本部長であり、当社の電設資材事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	いえ さと はる ゆき 家 郷 晴 行 (昭和32年3月22日生)	昭和55年3月 当社入社 平成15年6月 当社取締役経営企画室長兼総務部長 平成22年4月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長兼総務部長 平成24年4月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長兼総務部長兼東京管理部長 平成25年10月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 平成26年4月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画室長 平成29年4月 当社専務取締役管理本部長兼経営企画室長(現任)	11,803株
<p>◆取締役候補者とした理由</p> <p>家郷晴行氏は、現在専務取締役管理本部長であり、当社の本社部門での豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
4	き た せい いち 喜 多 肇 一 (昭和34年8月19日生)	昭和57年3月 当社入社 平成23年6月 当社取締役電材西日本事業部長 平成26年4月 当社常務取締役電材西日本事業部・電工事業部管掌 平成26年10月 当社常務取締役生産技術本部長兼電材西日本事業部・電工事業部管掌 平成27年4月 当社常務取締役生産技術本部長兼電工事業部管掌 平成28年4月 当社常務取締役電工本部長(現任)	9,050株
<p>◆取締役候補者とした理由</p> <p>喜多肇一氏は、現在常務取締役電工本部長であり、当社の自社製品事業及び電設資材事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	おくだよし のり 奥田善紀 (昭和33年3月16日生)	昭和55年3月 当社入社 平成21年6月 当社取締役電材西日本事業部長兼特販営業部長 平成22年4月 当社取締役電材西日本事業部長 平成23年4月 当社取締役電材東日本事業部長 平成26年4月 当社取締役商品事業部長 平成28年4月 当社取締役商品本部長 平成29年4月 当社取締役商品本部長兼NB統括部長(現任)	4,214株
	<p>◆取締役候補者とした理由</p> <p>奥田善紀氏は、現在商品本部長であり、当社の電設資材事業及び物流分野において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>		
6	いわくらひろゆき 岩倉広幸 (昭和34年3月3日生)	昭和58年3月 当社入社 平成23年6月 当社取締役電設東日本事業部長兼海外営業部長 平成24年4月 当社取締役電設東日本事業部長 平成26年4月 当社取締役電設東日本事業部長兼電材東日本事業部管掌 平成28年4月 当社取締役電材本部長(現任)	4,234株
	<p>◆取締役候補者とした理由</p> <p>岩倉広幸氏は、現在電材本部長であり、当社の電設資材事業及び産業機器事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>		
7	きたのあきひこ 北野明彦 (昭和32年5月16日生)	昭和55年3月 当社入社 平成28年6月 当社取締役産機本部長兼産業システム事業部長 平成29年4月 当社取締役産機本部長(現任)	4,124株
	<p>◆取締役候補者とした理由</p> <p>北野明彦氏は、現在産機本部長であり、当社の産業機器事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	たか はし つかさ 高 橋 司 (昭和37年12月10日生)	平成元年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)勝部法律事務所(現 勝部・高橋法律事務所)入所(現任) 平成16年6月 当社監査役 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成22年6月 日本ペイント(株)(現 日本ペイントホールディングス(株))監査役(現任) 平成25年4月 京都大学法科大学院特別教授(現任) 平成25年5月 イオンディライト(株)監査役(現任)	0株
<p>◆社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由</p> <p>高橋司氏は、弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験と専門的な知見を有しておられることから、当社の社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。</p>			
9	しば いけ つとむ 芝 池 勉 (昭和28年6月6日生)	昭和51年11月 監査法人サンワ東京丸の内事務所(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 昭和55年3月 公認会計士登録 平成8年6月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)代表社員(平成27年9月退職) 平成23年4月 西宮市包括外部監査人 平成27年10月 芝池公認会計士事務所開設(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任)	0株
<p>◆社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由</p> <p>芝池勉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、当社の社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
10	※ たしろひろあき 田代浩明 (昭和42年4月12日生)	平成3年6月 当社入社 平成21年4月 当社電設本部システム営業部長 平成22年4月 当社営業本部システム営業部長 平成23年4月 当社電設東日本事業部システム営業部長 平成27年4月 当社電設西日本事業部第3営業部長 平成28年4月 当社電設西日本事業部長(現任)	2,693株
	◆取締役候補者とした理由 田代浩明氏は、現在電設西日本事業部長であり、当社の電設資材事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、新たに選任をお願いするものであります。		

- (注)
- ※印は、新任の候補者であります。
  - 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
  - 高橋 司氏及び芝池 勉氏は社外取締役候補者であります。
  - 高橋 司氏及び芝池 勉氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって高橋 司氏が9年、芝池 勉氏が1年となります。
  - 高橋 司氏及び芝池 勉氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
  - 当社は、高橋 司氏及び芝池 勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
  - 芝池 勉氏は、平成29年6月28日付で石原ケミカル(株)の社外監査役に就任予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役1名を増員することといたしたく、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
※ いしもとあさふみ 石本朝史 (昭和31年4月5日生)	平成13年8月 当社入社 平成13年8月 当社生産事業部生産管理部長 平成14年4月 当社生産事業部第1製品部長 平成16年4月 当社生産事業部長 平成21年11月 春日電機㈱代表取締役社長(出向) 平成28年5月 同社代表取締役社長(転籍)(現任) (平成29年6月退任予定)	16,000株
◆監査役候補者とした理由 石本朝史氏は、現在春日電機㈱の代表取締役社長であり、会社経営において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の監査役としての責務と役割を果たすことができると判断し、新たに選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。  
2. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

**第4号議案** 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件、及び、当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する決定権限を取締役に委任する件

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保・向上を目的として、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を継続することを決定し、同日付で公表し、平成26年6月20日に開催された当社第66期定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただきました。現プランの有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

現プランの有効期間満了に先立ち、当社は、本年5月15日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に規定されるものをいいます。）として、現プランを再度継続（以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます。）することを決議いたしました。

本プランへの継続は、上記のとおり本定時株主総会において承認可決していただくことを条件とするものであり、①当社定款第19条第1項の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保・向上を目的として現プランを継続すること、及び、②当社定款第12条第1項の定めに基づき、下記2. (2)(e)に定める本プランの対抗措置としての新株予約権の無償割当ての決定権限を取締役に委任することについて、株主の皆様にご審議いただき、出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同をもって、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

## 1. 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として継続されるものです。当社は、当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものです。

しかしながら、当社の株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するためには、大規模買付行為を行う者が当社の経営理念を礎とし長年かけて築き上げてきた電設資材商品の卸販売業・空調部材等の製造販売業としての社会的使命・責任に関する基本的な考え方を、今後も引き続き実践していくことが必要不可欠であり、これらが大規模買付行為後も中長期的に維持されるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は損なわれることになりかねません。

また、仮に株主の皆様が当社の株券等の大規模買付行為またはその提案を受けた場合に、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で当該大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断することは必ずしも容易ではありません。

当社取締役会は、こうした事情に鑑みるとともに、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の株券等の大規模買付行為が行われた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案するために必要な時間や情報を確保するとともに、株主の皆様のために大規模買付行為を行う者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすること等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると考えました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本プランへの継続を決定いたしました。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した委員3名以上により構成される特別委員会（以下、「特別委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重することとしています。本プランにおける特別委員会の委員には、別紙1「特別委員会委員の氏名・略歴」に記載の4名を引き続き選任する予定です。

## 2. 本プランの内容について

本プランの内容は以下のとおりですが、本プランに関する手続の流れにつきましては、別紙2「本プランの概要（大規模買付行為が開始された場合のフローチャート）」にその概要をフローチャートの形でまとめていますので、併せてご参照下さい。

### (1) 本プランの概要

本プランは、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が、大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為の提案を行う者（以下、併せて「大規模買付者等」といいます。）に対して、当該大規模買付者等及び大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社取締役会が、当該大規模買付行為について評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、特別委員会による勧告等を最大限尊重して、一定の場合には対抗措置を発動するための手続です。その具体的な内容は以下のとおりです。

### (2) 本プランに係る手続

#### (a) 対象となる大規模買付行為

本プランにおいては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。ただし、事前に当社取締役会が同意しかつ公表したものを除きます。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとしします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じです。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下本②において同じです。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。以下同じです。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じです。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じです。

(b) 大規模買付者等による当社に対する情報提供

①大規模買付者等による当社に対する「意向表明書」の事前提出

まず、大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本プランに定められた手続（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約を日本語で記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。また、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

ア) 大規模買付者等の概要

- ・ 氏名または名称及び住所または所在地
- ・ 代表者の氏名

- ・会社等の目的及び事業の内容
- ・大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
- ・国内連絡先
- ・設立準拠法

イ) 大規模買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出日前60日間における大規模買付者等の当社の株券等の取引状況

ウ) 大規模買付者等が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

なお、「意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者等の存在を証明する書類を添付していただきます。

（注8）金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等をいいます。以下同じです。

## ②大規模買付者等による当社に対する「大規模買付情報」の提供

上記①に記載の「意向表明書」を提出していただいた場合には、大規模買付者等には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、大規模買付者等に対して、意向表明書を受領した日から10営業日（注9）以内（初日不算入）に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出を求める事項を記載した書面（以下、「大規模買付情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者等には、大規模買付情報リストに従い、大規模買付情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面で提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等（以下、「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者等が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ア) 大規模買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、直近2事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者等のグループの関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。）の概略を含みます。）
- イ) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法及び内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。）
- ウ) 大規模買付行為に係る買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）及び当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者等が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）

- エ) 大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- オ) 大規模買付者等のグループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- カ) 大規模買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- キ) 大規模買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ク) 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得または経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分もしくは譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定もしくは解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ケ) 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性

- コ) 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- サ) 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- シ) 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ス) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- セ) 当社の顧客、取引先、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容

本項に基づき提出された大規模買付情報が、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜回答期限を定めた上で大規模買付者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な情報が大規模買付者等から提出されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付情報その他の大規模買付行為に関連する情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者等から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時かつ適切に開示します。

(注9) 行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じです。

(注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。

(c) 当社取締役会による大規模買付情報の評価・検討等

上記(b)に基づき大規模買付者等による大規模買付情報の提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには一定の期間が必要でありますので、大規模買付行為の内容に応じて、下記①または②による評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

- ①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる、当社の全ての株券等の大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知の発送日から最長60日間（初日不算入）
- ②①以外の大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知の発送日から最長90日間（初日不算入）

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様に開示を行います。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（取締役会評価期間内に特別委員会が取締役会に対し下記(f)②イ)に掲げる勧告を行うに至らない場合等）は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間取締役会評価期間を延長できるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付者等は、取締役会評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合には、下記(d)③をご参照下さい。

(d) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

①大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、下記(f)②イ) 記載の特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。具体的には、別紙3「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合」に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合または該当すると客観的合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。また、対抗措置の具体的な方策は下記(e)に記載のとおりです。

②大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗措置の発動を決定することができるものとします。大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断するものの、それが必ずしも明らかではない場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて特別委員会に諮問します。大規模買付ルールが遵守されておらず対抗措置を発動すべきであると特別委員会が勧告する場合には、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することがあります。対抗措置の具体的な方策は下記(e)に記載のとおりです。

### ③株主総会の決議

特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、概要を別紙4「本新株予約権の概要」に記載する新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てに関する議案を当社定款第12条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、大規模買付者等は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てを行います。

### ④上記①から③までに基づき発動した対抗措置の中止・撤回

上記①から③までに基づいて当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動する旨の決議をした場合であっても、(a)大規模買付者等が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、(b)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から、対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本プランに基づき発動した対抗措置を維持することの是非について、上記(a)または(b)の場合に該当するに至った具体的事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の中止または撤回を決議するものとします。

### (e) 対抗措置の具体的方策

本プランにおける具体的な対抗措置としては、原則として、当社株主総会の決議による委任に基づく当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の無償割当て（会社法第277条）を行います。ただし、特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社定款第12条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(f) 本プランの合理性・公正性を担保するための制度及び手続

①本プランに関する株主の皆様の意思の確認

本プランは、当社定款第19条第1項の規定に基づき、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として効力が生ずるものとします。また、上記規定に基づく、本定時株主総会における本プランへの継続の承認決議は、本プランに定める条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただく当社定款第12条第1項の決議でもあります。

なお、かかる議案が承認されなかった場合には、本プランへの継続はなされないものとし、現プランについても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

②特別委員会の設置及び諮問等の手続

ア) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等）の中から選任します。本プランへの継続について本定時株主総会において株主の皆様の承認をいただいた場合には、速やかに当社取締役会は特別委員会の委員の選任を行います。なお、特別委員会の委員には、別紙1「特別委員会委員の氏名・略歴」に記載の4名を引き続き選任する予定です。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

#### イ) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合を除き、本プランに基づく対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、発動すべき具体的な対抗措置の内容を提示した上で、その発動の是非について諮問します。特別委員会は、当該諮問に対して、取締役会評価期間内に、大規模買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料に基づいて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から評価・検討を行い、当社取締役会に対し本プランに基づく対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会が上記の評価・検討を行うにあたっては、当社の費用により独立した第三者である外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するに際しては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

#### ウ) 発動した対抗措置の中止または撤回

また、上記イ) に記載の手続に従って、当社取締役会または株主総会において本プランに基づく対抗措置の発動が決議された場合であっても、(i) 大規模買付者等が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から、対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本プランに基づき発動した対抗措置を維持することの是非について、上記(i) または(ii) の場合に該当するに至った具体的事情を提示した上で改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得て、対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、当社の費用により必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得て、当該発動した対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して、対抗措置を維持することの是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日に係る権利落ち日（以下、「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本権利落ち日より前に、本新株予約権の無償割当てが実施されて当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動により損害を被ることのないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止しないものとし、ただし、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります（この場合には、下記（ご参考）本プランによる株主及び投資家の皆様への影響(2)に記載のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。）。

#### エ) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者等から提供された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非等及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、当社の費用により必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとし、

③本プランの有効期間、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、平成32年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本プランを廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

また、当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法等の関係法令・金融商品取引所規則の改正・整備等を踏まえ、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、随時本プランの見直し、本プランに代わる買収防衛策の導入を含む、適切な措置を講じてまいります。

以 上

(ご参考)

## 本プランによる株主及び投資家の皆様への影響

### (1) 本プランへの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランへの継続時においては、本新株予約権の無償割当て等を行われませんので、本プランにより株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会または株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の本新株予約権が、別途定められる効力発生日において、無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また株主及び投資家の皆様の議決権比率の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会または株主総会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(2)(f)②ウ)に記載の手續等に従い当社取締役会が対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

- (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者等その他一定の者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者等その他一定の者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は取締役会の承認なくしてできないとされているため、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日以降、本新株予約権の行使または取得の結果として株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の皆様に株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

#### 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

本プランの対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行うとした場合において、株主の皆様に必要となる手続は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権の無償割当てでは、当該割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、本新株予約権の申込みを行う必要はなく、当然に本新株予約権を取得することとなります。

- (2) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主の皆様に必要となる手続

(a)割当てを受けた株主の皆様による本新株予約権の行使をお願いするか、または、(b)当社が取得条項に基づき本新株予約権を取得するかという点については、当社取締役会が対抗措置発動時に決定した上で適時かつ適切に開示いたします。

(a)割当てを受けた株主の皆様による本新株予約権の行使をお願いする場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第279条第2項）に従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使して下さいようお願い申し上げます（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）。

(b)当社が取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第273条、第274条）に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会または株主総会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意下さい。

以 上

(別紙1)

特別委員会委員の氏名・略歴

高橋 司 (昭和37年12月10日生)

平成元年 4月	弁護士登録(大阪弁護士会) 勝部法律事務所(現勝部・高橋法律事務所) 入所 (現任)
平成16年 6月	当社監査役
平成20年 6月	当社取締役 (現任)
平成22年 6月	日本ペイント(株) (現日本ペイントホールディングス(株)) 監査役 (現任)
平成25年 4月	京都大学法科大学院特別教授 (現任)
平成25年 5月	イオンディライト(株)監査役 (現任)

芝池 勉 (昭和28年6月6日生)

昭和51年11月	監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所
昭和55年 3月	公認会計士登録
平成 8年 6月	監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 代表社員 (平成27年 9月退職)
平成23年 4月	西宮市包括外部監査人
平成27年10月	芝池公認会計士事務所開設 (現任)
平成28年 6月	当社取締役 (現任)

※高橋氏及び芝池氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。

井之上 明彦 (昭和32年9月2日生)

昭和56年 4月	(株)内田洋行入社
昭和62年10月	港監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入所
平成 3年 7月	監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 (平成23年9月 退職)
平成23年10月	井之上公認会計士事務所開設 (現任)
平成24年 6月	当社監査役 (現任)

伊藤 芳晃（昭和47年5月14日生）

平成13年10月	弁護士登録（大阪弁護士会） 近畿合同法律事務所入所
平成20年1月	同事務所パートナー（現任）
平成27年6月	当社監査役（現任）

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類



(別紙3)

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合

- (1) 大規模買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）である場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買収者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っている場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っている場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っている場合
- (5) 大規模買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、当該条件の具体的内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものである場合
- (6) 大規模買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会または自由を事実上制約し、株主に当社の株券等の売却を事実上強要するものである場合

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (7) 大規模買付者等による支配権の取得により、当社の株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が毀損され、その結果として、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を明らかに毀損したり、その確保及び向上を妨げる場合
- (8) 大規模買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後する場合
- (9) 大規模買付者等が当社の支配株主として公序良俗上著しく不適切であり、当該大規模買付者等が当社の支配株主になることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合

## 本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数  
本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）に相当する数とします。  
なお、当社取締役会は、発動した対抗措置の中止または撤回により本新株予約権を無償で取得する場合であって、大規模買付者等が大規模買付行為を一旦撤回した後に再度大規模買付行為を行いまたは行おうとするときなどにおいて、大規模買付行為に柔軟に対応するために、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことがあります。この場合であっても、大規模買付者等その他一定の者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。
2. 割当対象株主  
割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。
3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は1株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額  
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。
6. 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注11）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注12）、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者（注13）（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が発動した対抗措置の中止もしくは撤回を決議した場合または本新株予約権無償割当て決議において別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

（注11）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じです。

- (注12) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まず。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じです。
- (注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

以上



## 株主総会会場ご案内図

### ■会場

大阪市西区立売堀4丁目11番14号  
当社 11階会議室

### ■交通

地下鉄（中央線・千日前線）  
阿波座駅下車（4番出口すぐ）

※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、  
あしからずご了承くださいますようお願い申しあげます。

